新たな建設労働対策の基本的方向(たたき台素案)

建設業をめぐる状況

建設投資は、減少基調にあると見込まれ、現在の建設業の雇用・就業の場は、今後、一層減少することが懸念されている。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において、「地域の中小・中堅建設事業主の新分野進出への取組の支援策を関係省庁が連携して本年秋までに取りまとめ、速やかに実施する」こととされている。

構造改革特区の提案等において、建設業における労働者派遣に関する要望が 提出され、建設労働者の雇用の安定を図る観点から、建設業務における労働力 調整システムのあり方についても検討することが要請されている。

技能労働者の高齢化が進んでおり、中長期的に不足することが懸念されている。

新たな建設労働対策のあり方

1 事業主の新分野進出の支援について

(1)基本的な考え方

- ・ 中長期的に建設投資額の減少することが見込まれ、建設業における就業の場が縮小していくことが懸念されていること等を踏まえ、リフォーム等、建設業内の新分野への労働移動を円滑に進めるための方策を強化することが必要ではないか。
- ・ また、同様の観点から、農業分野等、建設業以外の新分野への労働移動を 円滑に進めることが必要ではないか。

(2) 具体的な対応方向

- ・ 新分野の業務に従事するために必要な能力の開発や中核的人材の雇い入れ に対し、支援を強化することが必要ではないか。
- ・ 建設業者の新分野への進出等を促進する観点から、関係省庁が連携した取 組を強化し、関連するサービスを一カ所でまとめて受けられる「ワンストッ

プサービスセンター」等を最大限に活用し、建設業者等に対し、労務面、企業経営面に関する情報提供や相談援助等を積極的に行う仕組みを構築すべきではないか。

平成16年度から策定・実施されている「建設雇用再生トータルプラン」 を強化し、着実に施策を推進すべきではないか。

2 建設業離職者の円滑な労働移動の推進について

(1)基本的な考え方

・ 離職を余儀なくされる建設業の労働者について、円滑な労働移動を進める 観点から、事業主による再就職支援の取組を促進するとともに、個々の事業 主では実施することが困難な場合には、事業主団体による再就職支援の実施 を支援することが必要ではないか。

(2) 具体的な対応方向

- ・ 新分野の業務に従事するために必要な能力の開発に対し、支援を行うこと が必要ではないか。
- ・ 離職を余儀なくされる技能労働者と、継続的に技能労働者が不足している 事業主とのマッチングを図る観点から、事業主団体等が、事業主等に対し技 能労働者の能力や経験等に関する情報を積極的に提供するとともに、必要に 応じ職業紹介を実施する仕組みを構築すべきではないか。

3 建設業における需給調整システムについて

(1)基本的な考え方

- ・ 建設業全体として過剰感が強い中にある一方、技能労働者については過剰とする企業と不足とする企業が一定量存在する状況を踏まえ、技能労働者の 就業の場を確保し、その雇用の安定を図る観点から、円滑な労働力需給調整 を可能とする仕組みを整備すべきではないか。
- ・ 新たな需給調整の仕組みの検討に当たっては、建設業務について労働者派 遣法が適用除外としている歴史的な背景や趣旨等を十分に踏まえ、労働者保 護の点で万全を期すべきではないか。
- 新たな需給調整の仕組みの創設については、慎重に検討を行うべきであり、 緊急避難的かつ限定的な形で地域における雇用の安定を図る手法とする必要 があるのではないか。

(2) 具体的な対応方向

- ・ 悪質ブローカーの介入、賃金の中間搾取等を防止しつつ、技能労働者が不 足している企業と、離職を余儀なくされる技能労働者等との円滑なマッチン グを図る観点から、国の一定の関与の下で、厳格な適格性要件を満たした事 業主間で労働者の融通を図ることを認める仕組みを構築すべきではないか。
- ・ 現在、建設業務に係る民間の職業紹介事業としては、無料職業紹介のみ可能となっているが、国の一定の関与の下で、厳格な適格性要件を満たした事業主団体等が有料職業紹介を実施する仕組みを構築すべきではないか。
- ・ 新たな需給調整システムについては、適正な運営を確保する観点から、事業主、事業主団体等に対する研修等により運営体制の充実を図るべきではないか。

4 必要な技能労働者の育成・確保の促進について

(1)基本的な考え方

- ・ 長期的にみれば、建設労働者の高齢化が進展し、業界で必要となる人材不 足が懸念される中で、若年労働者の建設分野への参入を促進することができ るよう、環境整備を図るべきではないか。
- ・ 認定職業訓練校が減少していること等を踏まえ、必要な技能労働者の育成 ・確保に向けた有効な施策を検討すべきではないか。

(2) 具体的な対応方向

- ・ 厳しい経営環境の下でも事業主が技能労働者の育成・確保を図ることができるよう、建設業界全体として必要な教育訓練の確保に向けて、教育訓練の 共同化、効率的実施を推進すべきではないか。
- ・ 技能労働者の有する熟練技能の継承が円滑に行われないのではないかとの 懸念があることを踏まえ、熟練技能を効率的、かつ体系的に伝承できる教育 訓練の方策を検討することが必要ではないか。